

# 令和5年度 ダイオキシン類測定結果

## 1. 排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値は、臨海工場の排出ガスが0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下、その他の排出ガスが1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下、処理灰・焼却灰が3ng-TEQ/g以下、処理水が10pg-TEQ/L以下で、いずれの施設も基準値に適合しています。

## 2. 測定結果

クリーンセンター各施設のダイオキシン類測定結果は下表のとおりです。

			排出ガス	処理灰 <sup>※1</sup>	焼却灰	処理水
施設名		単位	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	pg-TEQ/L
東工場	第一工場	1号炉	— <sup>※2</sup>	— <sup>※2</sup>	— <sup>※2</sup>	— <sup>※2</sup>
	(ごみ焼却場)	2号炉	0.0086	0.28	0.0065	0
	第二工場	1号炉	0.0001	0.58	0.0064	0
	(ごみ焼却場)	2号炉	0.000088	0.58	0.0026	0
臨海工場		1号炉	0.0073	0.062	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
(ごみ焼却場)		2号炉	0.0027	0.062	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
南部処理場 (最終処分場)			—	—	—	3.4

※1：平成12年1月15日において現に設置されている施設については、ばいじんが薬剤処理など定められた方法により処分を行う限り、ばいじんの基準を適用しないこととされています。東工場第一工場、第二工場はこれに該当し、処理灰（ばいじん処理物）は基準の適用を受けません。

※2：東工場第一工場1号炉は休止中のため、測定値はありません。

※3：臨海工場は、焼却灰及び処理水が発生しないため、測定値はありません。

・TEQとは、ダイオキシン類の毒性を2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に等価換算した濃度です。

・ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラム、pg（ピコグラム）とは1兆分の1グラムです。

・m<sup>3</sup>N（ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1気圧の状態に換算した立方メートルです。